

情報ひろば 5月

福祉

長寿社会課からのお知らせ

0857-20-3449 ①
0857-20-3453 ②
0857-20-3404
各総合支所市民福祉課(12ページ)
各地域包括支援センター(12ページ)
①「寝具丸洗い乾燥サービス」
②「在宅で生活をして65歳以上で、次のごちろかに該当する人 ①要介護1～3の市民税非課税の高齢者のみの世帯の人 ②要介護4・5の人」
料掛
布団：2000円、敷布団：2000円、羽毛布団：3000円、毛布：1000円
※枚数に制限あり 5月21日(火)まで申し出書を提出
③「認知症介護家族の集い」
時 5月10日(金) 10:00～12:00
所 ささなか会館(富安二丁目)
容 認知症の問題や介護の悩みなどの情報交換をしながら交流をする場

家族介護者の集い「スマイル・スマイル」

時 5月18日(土) 10:00～12:00
所 アクティブとっとり(ささなか会館1階) ①家族介護者または介護に関心のある人 ②「訪問リハビリテーション」・「訪問看護」について「きずな訪問看護リハビリステーション」
料 2000円(活動協力金として) 5月13日(月)まで
問 スマイル・スマイル事務局(長寿社会課内)
TEL 0857-20-3453
TEL 0857-20-3404
③「介護予防教室(おたっしや教室)7～9月」
容 主に椅子に座りながらの運動、栄養やお口の機能改善のための講話。

障がい福祉課からのお知らせ

0857-20-3474
0857-20-3406
【鳥取市障がい者福祉週間が始まります】
毎年5月23日～29日は「鳥取市障がい者福祉週間」です。本市は、平成元年に福祉都市を宣言し、障がいのある人や高齢者など全ての人に優しいまちづくりをめざしています。
みなさんも、障がい者をはじめ誰もが尊重され安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざして、まことにこの輪をひろげましょう!!
【障がい者アート作品展】
時 5月16日(木)～30日(木)

ひきこもり家族教室

ひきこもりに至る経過はさまざまです。ひきこもりについて家族同士で交流してみませんか?
時 5月21日(火) 10:00～12:00
所 さわやか会館3階多目的室 ①▽講話「ひきこもりについて学ぶ」▽講師：原田豊さん(鳥取県立精神保健福祉センター所長) ②交流会
問 ささなか会館障がい者支援課
TEL 0857-22-5616
TEL 0857-20-5670

鳥取ファミリー・サポート・センター(生活援助型・育児型)の協力会員募集

高齢者の生活援助や育児の援助を受けたい人と支援を行いたい人が、相互援助活動を行う会員組織です。協力会員を募集します(登録料・会費無料)。
額 報酬(1時間あたり)
▽平日(7:00～20:00) 6000円
▽平日(20:00～7:00) 8000円
▽土日・祝日(終日) 8000円
▽12月29日～1月3日(終日) 8000円

【生活援助型】

容 要望に応じて高齢者のお宅を訪問して、簡単な家事などの援助を行う。▽援助内容：食事の準備・後片付け、掃除、病院の付き添いなどの軽度で専門性を要しないもの
【育児型】 容 乳幼児から小学6年生までのお子さんのいる人を対象に、子育ての援助を行う。▽援助内容：習い事の送迎、保育園・幼稚園・学童保育への送迎、開所前・閉所後の預かり、乳幼児を連れて出かけにくい時の預かりなど
問 鳥取ファミリー・サポート・センター

【生活援助型】(鳥取市社会福祉協議会内)

TEL	0857-22-7474(生活援助型)
TEL	0857-39-2761(育児型)
TEL	0857-39-2762(共通)

問 新地域の各総合福祉センター

国府町	TEL	0857-22-1880
福部町	TEL	0857-75-2337
河原町	TEL	0858-76-3125
用瀬町	TEL	0858-87-2302
佐治町	TEL	0858-89-1022
気高町	TEL	0857-82-2727
鹿野町	TEL	0857-84-3113
青谷町	TEL	0857-85-0220

平成30年度コミュニティ助成事業について(追記)

平成30年度コミュニティ助成事業について、「実施主体」は次のとおりです。
・【大杵公共空地】遊具設置(とっとり市報1月号22頁に掲載)
実施主体：パークタウン面影町内会
・【佐治町津無地区に大型除雪機を整備】(とっとり市報2月号20頁に掲載)
実施主体：佐治町津無集落

交通事故などで治療を受けたら届出を



国民健康保険加入者が保険証を使って、交通事故など自分以外(加害者)が関係するけがや病気で治療を受けた場合、鳥取市(保険者)に被害の内容を届け出る必要があります。
交通事故などによるけがなどで治療を受けた場合、費用は原則加害者が負担すべきものです。届出の内容を基に、鳥取市が負担した治療費を保険会社や加害者へ請求します。しかし届出がなければ、請求ができないため、本来加害者が支払うべき治療費を鳥取市が負担したままとります。
国民健康保険加入者の「保険料」で賄われている大切な医療費です。交通事故などで保険証を使って治療を受ける場合、まずは問い合わせ先までご連絡をお願いします。

【届出が必要になる例】

交通事故(自転車事故も)、けんかなどの暴力行為、他人のペットに咬まれる、食中毒(飲食店、惣菜など)、スキー・スノーボードなどの接触事故
※「示談」では、その契約日をもって、互いに今後一切の請求を行わないことで合意するケースが多く、その契約日以降に交通事故などの後遺症が出たとしても、その治療に係る費用を加害者に請求できない場合があります。示談は慎重に。
問 駅南庁舎医療費適正化推進室
TEL 0857-20-3441 TEL 0857-20-3407

市税豆知識 軽自動車税の減免手続き

対象 次の2つの要件を満たす軽自動車
①身体・精神などに障がいのある人のために使用するもの
②障がいのある人または、同居の家族などが所有するもの
※ただし、1台まで
受付期間 5月24日(金)まで
必要書類
▽身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証(精神通院)のうち該当する手帳(交付日が平成31年4月1日以前のもの)
▽運転免許証(対象車を運転する人のもの)
▽自動車検査証
▽軽自動車税納税通知書
▽常時介護証明書(運転する人が同居の家族など以外の場合)
▽マイナンバーカードまたは通知カード+身分証明書(運転免許証など)
▽納税義務者からの委任状と申請される人の身分証明書(運転免許証など)※納税義務者以外の方が申請される場合
※障がいの部位や程度などにより、減免が受けられない場合があります。詳しくはお問い合わせください。
※生計同一の方などが運転する場合の使用目的に、「日常生活における移動」を追加しました。
問 駅南庁舎市民税課
TEL 0857-20-3413 TEL 0857-20-3401
問 各総合支所市民福祉課(18ページ)

